

## 独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等の管理・監査の実施方針

平成 19 年 8 月 6 日

理 事 長 決 定

### (目的)

第1 この実施方針は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における研究費等の使用に関し、法令その他機構の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、研究費等の執行及び管理主体が各学校にあることを踏まえつつ、理事長の責任とリーダーシップの下で不正使用を防止する管理・監査体制を整備し、教職員の意識向上及び周知徹底を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この実施方針において、研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) その他機構の責任において管理すべき経費

### (責任体系の明確化)

第3 機構は、組織として研究費等を適正に管理・運営する責任体制をとるものとし、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、理事長とし、機構全体を統括し、研究費等の管理・運営について、最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、総務担当理事とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の管理・運営について、機構全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) 部局責任者は、機構本部に係るものについては事務局長、各学校に係るものについては各学校の長とし、各部局における研究費等の管理・運営について、実質的な責任と権限を有する。

### (ルール of 明確化)

第4 機構は、研究費等に係る事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの明確化、標準化を図るとともに、教職員に対し周知徹底を図る。

### (職務権限の明確化)

第5 機構は、研究費等の執行について権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

(教職員の意識向上)

第6 教職員は、個人の発意で提案し採択された研究費等であっても、機構の規則等に則り研究費等の機関管理が必要であること、また、研究費等が国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行う。

2 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、機構の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

3 機構は、教職員の意識向上及び事務職員の専門的能力の向上を図るため、必要な措置を講ずる。

(調査等)

第7 研究費等の不正使用に係る調査の仕組み及び懲戒規程等を整備し、調査及び懲戒の必要が生じた場合に公平な取扱いがなされるよう、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する。

(不正防止計画の策定・実施)

第8 研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

2 機構本部に機構全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置し、各学校は防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(研究費等の適正な運営・管理)

第9 各学校における研究費等の適正な執行及び管理を推進するため、財務会計等各種情報システムの改善及びその運用方法を検証するほか、発注・検収業務について各学校共通のチェック体制を構築する。

(情報伝達の確保)

第10 研究費等の事務処理手続きに関する機構内外からの相談を受け付ける窓口を機構本部及び各学校に設置する。

2 研究費等の不正使用に関する機構内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を機構本部に設置する。

3 研究費等の不正使用に関する情報は、ホームページにより機構内外へ積極的に公表する。

(モニタリング体制の整備)

第11 内部監査にあたっては、防止計画推進部署との連携を強化し、監事及び会計監査人と不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、実効性のある監査を実施する。

2 各学校間の相互監査制度を構築し、内部監査体制の強化を図る。